

協議事項1 兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン第5章について

- 今後、災害時の対応については詳しく個別対応マニュアルを作成する必要がある。
- 学校が避難所になった場合は、電源の確保等に加え、不特定多数の人を受け入れた後の消毒等を含めた学校再開について、校内で協議する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症による臨時休業中に、本校では看護師派遣のもと、口腔鼻腔内吸引、気管カニューレ内吸引、胃瘻を要する医療的ケア児も含めた3～4名の児童生徒の受入れを行った。その際、別々の部屋で受入れるなどの体制の工夫や、1ケア1手洗いなどの衛生面に配慮した。
- 医療的ケアは、直接、気管内の吸引物に接することもある。教職員から児童生徒に感染することも考えられるし、その逆も考えられる。ガイドライン第5章 災害時の対応の部分に感染症対策を入れるのは非常に有り難い。

協議事項2：「学校における医療的ケア」のリーフレット作成について

- 保護者や主治医、学校医、医療的ケア指導医に学校における医療的ケアについて説明するために、既に各学校が作成しているものを参考にするとよい。
- 特定行為についても教員が関わる場合の対応について、記載するとよい。
- 看護師だけが医療的ケアを行う場合や、教職員がサポートに入る場合とでは、どういう形で記載するのか。その辺りを含めて検討するとよい。
- 主治医が指示を出すときに診療情報提供書を発行することになったことも案内してほしい。
- 保護者も主治医にどのようにして依頼すればよいのかが分かりにくい場合があるため、主治医の指示書等についての説明を記入する必要がある。
- 保護者や医療的ケア対象児に、今、学校で行われている医療的ケアについて、情報を伝えることが大切である。各自治体と共に一緒に何らかの形で修正しながら作成するとよい。
- 医療的ケアにも他職種との連携が必要なので、リーフレットは、基本的な考え方を整理して分かりやすい形で示し、個別には各学校で対応する形で活用を進める。